

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第13号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第5条の3関係）			別表第2（第5条の3関係）		
給料表	職員	割合	給料表	職員	割合
1～5	略		1～5	略	
6 医療職給料表(三)	(1) 略		6 医療職給料表(三)	(1) 略	
	(2) 主幹及びこれに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	略		(2) 主幹である職員及びこれに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	100分の15
	(3) 略			(3) 略	
	(4) 主任及びこれに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	略		(4) 主任である職員及び人事委員会の認める職員	100分の5
7	略		7	略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、令和3年6月1日から適用する。